

北京アジア課長

() 政第43号
昭和 閏年12月18日

外務大臣 繫

在大韓民國
後宮大使

(件名)

原爆被害者援護協会の動向 1~7-2

引用公・電信
日付・番号

11月16日付電信西地中1876号

韓国原爆被害者援護協会 辛泳洙会長

同協会中央支部 徐錫佑支部長

手島に到着 次の如き請工作業報告申上

付添郵便 付属空便(行) 付属空便(D.P.) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

A 11月22日

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

11:71

G A-3-1

在外公館

支那。

七

1. 今般、駐韓日本国大使より 保健社会部長官
机、公文書にて上り、韓国人原爆被害者の実態
調査依頼式書にて保健社会部より連絡を
受申た。

本件が人道的見地より、日韓両政府間で検討
すべき事項である旨、以下に大便殿文
以此の日本大使館側、御努力の賜物と
御、厚く感謝いたる所。

2. 日本大使館より実態調査依頼式書にて直従。
保健社会部より、調査の趣旨を申し説明され
協力方依頼式書にて。平直に云ふ所、取次
として二二二番了承。保健社会部より外務部より
原爆被害者に関する資料を資料室に全般に於ける。

2.

協会^の漏判^のものあり。左中1=上3=被害者1名
数以推定2万名、全員有効以5~6,000名
とある。

2. 原爆専門医^の7名、並^の治療実態7、
福井羽柔七全型方々^の7名。

3. 本件に關し、外務部^の協議^はあるが
外務部、意向^は以下

(1) 韓国人医者^を日本に派遣^は、原爆病
専門医^を養成^す。

(2) 日本の専門医^を韓国に派遣^はする
治療^を起す。

(3) 原爆病患者^を日本へ連れて^は、治療
を受ける^を。

以上形^の医療形態を考^える所^はある^が。

4. 協会^の以^て、以下 医療機関(原爆

病院)の設置計画であり、そのため募金運動
を初めた所存である。

以前、日本を中心としたフランスクラブ会員の寄
附金によって原爆病院の建設する旨提案さ
れたが、なかなか具現化せず、現在は1銭も
も集まらない。

(以上の話に就し、平島利、現在の経緯に於ける
医療援助の形態と議論する旨簡単である。
協会は原爆被患者の実態調査が完全に行方不明
となり努力すべきである旨注意を喚起しており)

4. 本件に対する日本政府の態度 本件は國家
補償といへばなく、人道的立場より医療援助
をするのが最もよく、十分理解出来る。

しかし、協会には、韓国政府に対する

原爆犠牲者に対する補償を要求する所存で

X

支那・九州、日韓請求権協定による兩国内
請求権に関する問題は、完全なる最終的の解決
をいたしました。同協定により韓国政府が
日本政府より供与を受けて金石のうえ
原爆犠牲者に対する賠償金も補償いた
くものといたします。

其の二の補償請求のため、協会の人たゞ
本の权利取扱いに付いて聽いておる。

5. 今後は、日本政府が落着くに待つ
所目し、外務大臣より本件、積極的
推進方針の下に予定しておる。